

入 札 公 告

分任契約担当官陸上自衛隊高田駐屯地
第 379 会計隊長 岡本 直也

下記のとおり、一般競争入札を実施する。

記

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 等

件 名	規 格	単位	数量	搬出場所	備 考
鉄屑（級外）ほか 1 件別紙内訳書のとおり				陸上自衛隊高田駐屯地	

- (2) 代金納付期限：令和 7 年 7 月 31 日（木）
(3) 引渡期限：代金納入の日から 5 日以内（令和 7 年 7 月 31 日（木）までに搬出）

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和 7・8・9 年度全省庁統一資格の審査結果通知を受けた者のうち、「物品の買受」の格付けが「C 等級以上」に格付けされ、競争参加地域が関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
(4) 契約担当官等から指名停止の措置を受け、現在その期間中の者でないこと。
(5) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

3 入札条項を示す場所

- (1) 陸上自衛隊高田駐屯地 第 379 会計隊事務室
(2) 陸上自衛隊松本駐屯地 第 335 会計隊事務室
(3) 陸上自衛隊新発田駐屯地 第 382 会計隊事務室
(4) 東部方面会計隊ウェブサイト(<https://www.mod.go.jp/gsdf/dae/kaikei/eafin/index.html>)

4 入札説明会

実施しない。

現場確認日：令和 7 年 6 月 16 日（月）集積場所 陸上自衛隊高田駐屯地内

現場確認調整先：高田駐屯地業務隊補給科 堀田（025-523-5117 内線 365）

5 入札日時及び場所

- (1) **令和 7 年 6 月 20 日（金） 09 時 30 分**
(2) 新潟県上越市南城町 3 丁目 7 番 1 号 陸上自衛隊高田駐屯地 会計隊 当直室

6 入札及び契約条件

- (1) 入札金額については、**消費税抜き**の金額を記載すること。
(2) 売払要求重量内訳区分表参照
(3) 本件入札においては郵便入札による参加を可とする。
初度入札で最高入札価格が予定価格を上回らず再度入札となった入札で、郵便による入札参加があった場合、再度入札はその場で直ちには行わず、次の時期に実施する。
ア 日時 令和 7 年 6 月 23 日（月） 09 時 30 分
イ 場所 新潟県上越市南城町 3 丁目 7 番 1 号 陸上自衛隊高田駐屯地 会計隊 当直室

7 落札決定方式

- (1) 総額（消費税抜き）が、当隊所定の予定価格以上の最高価格の者を落札者とする。
(2) 落札者となるべき最高入札者が 2 人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

8 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除。但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものとみなし入札金額に消費税相当の額を加算した額の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除。但し、落札者が契約を履行しない場合は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として徴収する。
- (3) 遅延賠償：遅延部分 1 日につき、契約金額の 1000 分の 1 以上を徴収する。

9 入札の無効等

- (1) 第 2 項に示す競争入札に参加する資格のない者の入札
- (2) 入札金額、入札者氏名及び押印が確認し難いもの。
- (3) 電報、電話、FAX での入札
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札
- (5) 「公共事業等からの暴力団排除の推進」に基づき入札者等が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書等を無効とする。
- (6) **現場確認をしていない者の入札**

10 契約書の作成

- (1) 契約書は落札判定決定後、「入札及び契約心得」に基づき遅延なく官側と取り交わす。契約の確定時期は双方が契約書に記名押印した時とする。
- (2) 適用する条項
 - ア 不用物品売払契約条項
 - イ 談合等の不正行為に関する特約条項
 - ウ 暴力団排除に関する特約条項

11 注意事項

日本国以外の国籍の保持者が当駐屯地及び管理施設内に入門しようとする場合、保全上の調査に必要な住所氏名等の資料提出を管側から依頼する場合があります。また、保全上の調査には相当の期間を必要とします。現場確認、入札又は作業等のため駐屯地及び管理施設内に入門される場合は、努めて早期に現場担当へご連絡ください。

12 その他

- (1) 委任状：代表者でない者が入札する場合、入札前に委任状を提出すること。
- (2) 市場価格調査書の提出については令和 7 年 6 月 18 日（水）15 時 00 分までに提出すること。
- (3) 参加意思の表示：入札参加希望者は、6 月 19 日（木）17 時 00 分までに参加申し込みを行うこと。（電話等可）
- (4) 郵便入札時の入札書提出期限：6 月 19 日（木）17 時 00 分（必着） 再度入札 6 月 23 日（月）09 時 00 分（必着）
- (5) 問い合わせ先：〒943-8501 新潟県上越市南城町 3-7-1 陸上自衛隊高田駐屯地第 379 会計隊契約班
TEL 025-523-5117（内線 377）FAX 025-523-5117（内線 598） 担当 渡辺
現場担当：業務隊補給科 堀田（内線 365）